

写

埼労発基 0412 第 6 号
令和 5 年 4 月 12 日

埼玉地方労働審議会
会長 荒居 善雄 殿

埼玉労働局長
久知良 俊二

最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法第 10 条の規定に基づき、埼玉県革靴製造業最低工賃（平成 29 年埼玉労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求め
る。